

2022年●月●日

独立行政法人 国際協力機構
企画部イノベーション・SDGs推進室長 殿

参加者氏名

誓約書

私は、貴機構が実施する第3回 JICA Innovation Quest に参加するにあたり、貴機構の定める参加条件を順守することを誓約いたします。

記

1. 参加条件
別紙の通り
2. 誓約期間
(始) 2022年●月●日
(終) 第3回 JICA Innovation Quest 終了まで (2022年7月を予定)

以上

別紙 第3回 JICA Innovation Quest 参加要件書 (アイデア・オーナー)

第3回 JICA Innovation Quest 参加要件書

第1条 参加の原則

アイデア・オーナー（第3回 JICA Innovation Quest アイデア・オーナー募集要項に基づきアイデア・オーナーとして選考された者をいう。）及びサポーター（2021年度 JICA Innovation Quest サポーター募集要項に基づきサポーターとして選考された者をいう。）（以下併せて「参加者」という。）は、第3回 JICA Innovation Quest 参加に当たり、以下の条件を満たすことを必須とする。

- 1-1 日本語でプログラムに参加できること、加えて対象国・地域の言語（英語、フランス語、スペイン語、ポルトガル語を想定）での会話が一定程度可能であること。
- 1-2 インプット・セッション、中間レビュー、ファイナル・プレゼンテーションを含む第3回 JICA Innovation Quest に係る全プログラム（以下「本プログラム」という。）について、原則全て参加（オンラインを含む）すること。
- 1-3 本プログラム期間中のチームミーティングの日程はチーム毎に調整すること。
- 1-4 全ての日程およびチームミーティングにおいて、オンラインでのミーティングに対応可能な環境（インターネット環境が安定していること、オンラインツール Miro 及び Zoom 等が使用可能な PC を所有していること）を用意すること。
- 1-5 本プログラム参加以降も事業化の実施状況やプログラムの改善にかかるアンケート等に継続的に協力できること。
- 1-6 本プログラムへの参加（実証実験の実施を含む）を通じて第三者に対して損害等を与えた場合、当該参加者が、自己の負担と責任により、当該第三者との間で問題を解決するものとし、これに起因又は関連して他の参加者及び JICA に損害等が発生した場合、当該損害等の全てを負担すること。
- 1-7 その他、募集要項及び本参加条件の各規定を遵守すること。

第2条 費用負担

本プログラムの参加費用は、JICA が負担を認める実証実験にかかる経費を除き、原則参加者が負担する。各プログラム実施場所までの交通費及び通信費を含むその他必要な経費については参加者の負担とする。別途定める実証実験にかかる経費、ファイナル・プレゼンテーション等各種プログラムの会場や必要な資機材、オンラインツール等については、別途 JICA が定める基準に従い、JICA が負担する。

第3条 知的財産権等

本プログラムにおける特許権、実用新案権、商標権、意匠権、著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利その他の権利を含む。）その他知的財産権（以下「知的財産権等」という。）の扱いは以下のとおりとする。

なお、知的財産権等の所在について当事者間に疑義が生じた場合、各当事者において誠実に協議した上で、JICA が自己の裁量においてその取扱いを決定し、各当事者は異議なくこれを承諾するものとする。

3-1 アイデア・オーナーの創作物

参加者のうち、アイデア・オーナーが本プログラム参加に当たり提案した事業アイデア（以下「当初アイデア」という。）、及び当初アイデアに基づきアイデア・オーナーが単独で作成した、文章、スケッチ、図、写真、音声、動画、プロトタイプその他一切の創作物（以下単に「創作物」という。）の知的財産権等は、アイデア・オーナーに帰属することとする。

アイデア・オーナーは、当該創作物の知的財産権等について、アイデア・オーナー及びサポーターにより構成されるチーム（以下「参加者チーム」という。）及び JICA に対し、無償で無期限の利用許諾を与える。また、アイデア・オーナーは、当該創作物に関し、著作者人格権を行使しない。

なお、アイデア・オーナーは、当初アイデア及び当初アイデアに基づきアイデア・オーナーが単独で作成した創作物が、第三者の知的財産権その他の権利を侵害するものでないことを保証する。

3-2 参加者チームの創作物

参加者チームが当初アイデアに基づき本プログラムの過程で作成した創作物の知的財産権等は、本プログラム終了時に、当該参加者チームの構成員からアイデア・オーナーに対して譲渡されるものとする。但し、当該参加者チーム内で合意した場合、当該知的財産権等の全部又は一部を、参加者チームに帰属（持分平等）又は参加者チーム内のアイデア・オーナー以外の参加者に譲渡することも可能とする。

当該知的財産権等の権利保持者は、当該創作物の知的財産権等について、JICA に対し、無償で無期限の利用許諾を与える。

参加者個人が単独で作成した創作物に関する知的財産権等は、当該参加者に帰属することとする。

当該参加者は、当該創作物の知的財産権等について、参加者チーム及び JICA に対し、無償で無期限の利用許諾を与える。また、当該参加者は、当該創作物に

関し、著作者人格権を行使しない。

なお、当該参加者は、当該創作物が、第三者の知的財産権その他の権利を侵害するものでないことを保証する。

3-3 外部媒体への公開

参加者は、自らが本イベントに参加する様子（写真・動画を含む）や、ファイナル・プレゼンテーション等にて発表した創作物及びこれに関する情報を、JICAが、JICAのウェブサイト（SNSを含む）及びJICA Innovation Questに関連する印刷媒体（チラシ、パンフレット等）において、無償で一般に公開することを承認する。この場合、参加者は、肖像権、著作者人格権その他の関連する権利を行使しないものとする。但し、参加者の商業上、営業上の秘密に該当する内容が含まれる場合、当該参加者の申出により、内容の一部を非公開とすることができる。その際、非公開とする内容と範囲については、当該参加者が属する参加者チームとJICAが協議した上で、JICAにおいて決定する。

3-4 資機材の所有権

JICAがアイデア・オーナー又は参加者チームの依頼に基づき、JICAが費用負担して調達する資機材の所有権はJICAに帰属する。

第4条 機密保持

本プログラムにおいてJICAが参加者に対し、秘密であることを明示して情報を提供した場合、参加者はその秘密情報の取扱いに関してJICAの指示に従い、JICAの事前の承諾なく第三者に開示又は漏洩してはならない。

第5条 参加資格の喪失

プログラム実施前、実施中を問わず、以下の事項に該当するとJICAが判断した場合、参加者としての資格を失うことがある。

- ・ 本参加条件書の内容に違反した場合
- ・ 公序良俗に反する行為が認められた場合、もしくは違法な行為又は違法ではないが著しく不正な行為を行った疑いが明らかとなった場合
- ・ JICA や他の参加者等本プログラムの関係者に迷惑をかける、信用を毀損する恐れがある行為があった場合
- ・ 本プログラムの募集要項に違反する事実（アイデアの盗用、第三者の権利侵害、等）が確認された場合
- ・ 本プログラム上の決められた活動に参加する意思がないと判断された場合

- ・ 反社会的勢力又はこれに類する企業・団体・個人であると認められた場合、もしくはその疑いが明らかとなった場合
- ・ その他、JICA が参加を不適切と判断した場合

第6条 JICA の免責

JICA は、その裁量に基づき、日本国内及びアイデアの対象国内における社会・経済情勢等（新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に係る感染拡大状況を含む）その他の諸般の事情を踏まえ、本プログラムの全部又は一部を中止・延期等することがある。この場合、参加者は異議なくこれに承諾し、JICA に対して損失補償等を求めない。

第7条 その他

本参加条件書に規定のない事項については、双方協議のうえ解決に当たるものとする。また、JICA が本プログラムの実施運営のために第三者に委託して、参加者に対して追加のプログラムを提供する場合がある。当該追加プログラムの実施に関する、参加条件等は別途書面にて双方にて確認する。

以 上